

令和6年5月30日

職員の懲戒処分について

地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

◎ 職員による服務事故及び公文書の毀棄

1 被処分職員・処分内容

保健福祉政策部

職種名：事務（職務名：一般事務） 主事 30歳 男性

懲戒免職

2 事故の概要

上記職員は、令和3年4月から令和4年12月の間、再三の注意・指導にも関わらず、職務上の命令に従わず自身の担当業務を行わない、勤務時間中に長時間に亘って離席するなどの、服務規律違反を繰り返した。

また、令和4年12月には、自身が所属する課の受信メール 1,456 件を他の職員の面前において故意に毀棄するとともに、課で保有する電磁記録ファイル 1,743 件を毀棄した（毀棄されたデータについては、後日区で復旧させたため、区民等への不利益は生じていない）。

なお、データの毀棄に対して、区は世田谷警察署へ被害届を提出し、令和5年11月に逮捕されるに至ったが、令和6年3月に不起訴処分となっている。

3 処分年月日

令和6年5月30日